

## 5.1 補助金等財政支援

### (1) 環境省における災害廃棄物処理に係る補助金制度

災害関係の補助金制度については、図表 5-1 のとおり「災害等廃棄物処理事業費補助金」、「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」の2種類がある。

以下、(2) 及び(3) において各補助金制度の概要を示すが、実際の事務の詳細については、環境省「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」(平成 26 年 6 月)を参照することとする。

図表 5-1 環境省における災害廃棄物処理に係る補助金制度

災害等廃棄物 処理事業費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について被災市町村等を財政的に支援。
廃棄物処理施設 災害復旧事業費補 助金	暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業に係る費用について被災施設等を財政的に支援。

出典：環境省資料

### (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金は、自治体等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について被災自治体等を財政的に支援するもので、対象や要件は、図表 5-2 のとおりである。

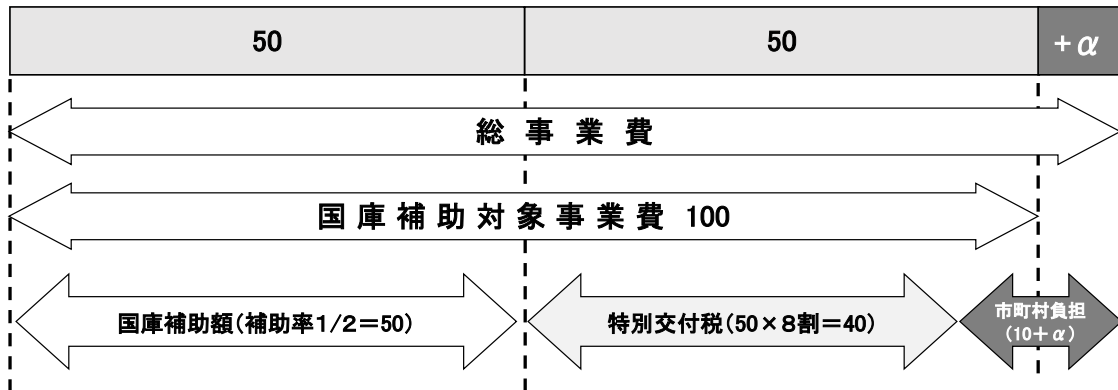
図表 5-3 のように、補助金の交付額は、補助対象事業費に係る実支出額と、総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額となっている。しかし、残りの事業費についても特別交付税により財政措置が行われるため、通常災害の場合でも補助等の割合は90%となり、被災自治体の実質的な負担は10%程度となる。また、図表 5-4 のとおり、激甚災害では補助等の割合は95.7%となり、被災自治体の実質的な負担は4.3%となる。熊本地震等の過去の大規模災害では、特別交付税の充当率が激甚災害より高く措置され、被災自治体の実質的な負担がより小さくなった場合もあった。

図表 5-2 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> <li>○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</li> </ul>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上 ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○1市町村（一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に増積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

出典：環境省資料

図表 5-3 災害等廃棄物処理事業の自治体負担割合のイメージ



出典：環境省資料

図表 5-4 災害等廃棄物処理事業の通常災害・激甚災害、過去の大規模災害での補助率等

対象の市町村	通常災害 (右記以外)	激甚災害	熊本地震 (平成 28 年 4 月)		阪神・淡路 大震災 (平成 7 年 1 月)	東日本大震災 (平成 23 年 3 月)
	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水 準を超えた市町 村	被災 市町村	事業費が標準税 収入の一定割合 を超えた市町村	特定被災地方公 共同体である市 町村	特定被災地方公共 団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	対象市町村の標準税収入 に対する災害廃棄物処理 事業費の割合に応じて 10/100 以下の部分は 5/10、 10/100 超 20/100 以下の 部分は 8/10、 20/100 超の部分は 9/10 ※東日本大震災財特法
グリーン ニューデ ィール 基金	—	—	—	事業費の 2.5% (国庫補助及び 地方財政措置後 の残割合)か ら、標準税収入 の 0.5%相当額を 控除した額の 90%について、 熊本県に設置し た基金を取り崩 して措置	—	地方負担額の実情を考慮 した地方の一時負担の軽 減のため、基金を用い国 の実質負担額を平均 95% とする。 ※東日本大震災がれき特 措法
地方 財政 措置	地方負担分 の 80%に ついて特別 交付税措置	左記に加え、 さらに残りの 20%について、 災害対策債によ り対処すること とし、その元利 償還金の 57%に ついて特別交付 税措置 ※起債充当率 100%	(1) 災害対策債の発行要件 を満たす場合、元利償還金の 95%について公債費方式によ り基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100%	(2) 災害対策債の発行要件 を満たさない 場合、地方負担額の 95%につ いて特別交付税措置	地方負担分の全 額について、災 害対策債によ り対処すること とし、その元利償 還金の 95%につ いて特別交付税 措置 ※起債充当率 100%	地方負担分の全額につ いて、震災復興特別交付税 により措置
補助等 の 割合	90%	95.7%	97.5%	最大 99.7% (※) ※環境省試算に 基づく	97.5%	100%

出典：環境省資料

### (3) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金は、被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業に係る費用について被災施設等を財政的に支援するもので、対象や要件は図表 5-5 のとおりである。補助金の交付額は、災害等廃棄物処理事業費補助金と同様に、補助対象事業費に係る実支出額と、総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ないほうの額に 2 分の 1 を乗じて得た額となっているが、図表 5-6 のとおり、残りの事業費についても財政措置が行われるため、補助等の割合は 73.75%～92.75%となり、被災自治体の実質的な負担は 7.25%～26.25%程度となる。また、熊本地震等の過去の大規模災害では、災害等廃棄物処理事業費補助金と同様に普通交付税等の充当率が高く措置され、被災自治体の実質的な負担割合は 0 又は 1%であった。

図表 5-5 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

<p>補助対象となる施設</p>	<p>(国や自治体などの「公共」が関与する施設が対象)</p> <p>地方公共団体(都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合、特別区を含む。以下同じ。)、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者及び日本環境安全事業株式会社が設置したもので次に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物処理施設</li> <li>● 浄化槽(市町村整備推進事業に限る。個人設置型は対象外)</li> <li>● 産業廃棄物処理施設</li> <li>● 広域廃棄物処理施設(市町村の委託を受けて建設した施設)</li> <li>● PCB 廃棄物処理施設</li> </ul>												
<p>補助対象から除外される事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務所、倉庫、公舎等の施設</li> <li>● 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる限度額未満のもの</li> </ul> <table border="1" data-bbox="418 609 1391 1070"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物処理施設</td> <td>それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽(市町村整備推進事業)</td> <td>市町村にあつては 40 万円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設</td> <td>都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円</td> </tr> <tr> <td>広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)</td> <td>市町村・広域臨海環境整備センター150 万円</td> </tr> <tr> <td>PCB 廃棄物処理施設 (通常災害のみ)</td> <td>日本環境安全事業株式会社 150 万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</li> <li>● 維持工事とみられるもの</li> <li>● 災害復旧事業以外の事業の工事施行中生じた災害に係るもの</li> <li>● はなはだしく維持管理義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</li> <li>● 他法との調整 河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。</li> <li>● その他 災害復旧事業の適正な実施のため、災害被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかと判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。</li> </ul>	施設名	限度額	一般廃棄物処理施設	それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円	浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 40 万円	産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円	広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)	市町村・広域臨海環境整備センター150 万円	PCB 廃棄物処理施設 (通常災害のみ)	日本環境安全事業株式会社 150 万円
施設名	限度額												
一般廃棄物処理施設	それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円												
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 40 万円												
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 150 万円、町村にあつては 80 万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 150 万円、3 万人未満の組合にあつては 80 万円												
広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)	市町村・広域臨海環境整備センター150 万円												
PCB 廃棄物処理施設 (通常災害のみ)	日本環境安全事業株式会社 150 万円												
<p>国庫補助率</p>	<p>通常は、1/2</p>												

出典：環境省資料

図表 5-6 廃棄物処理施設災害復旧事業の通常災害、過去の大規模災害での補助率等

	通常	新潟県 中越地震 (平成 16 年 10 月)	熊本地震 (平成 28 年 4 月)	阪神・淡路大震災 (平成 7 年 1 月)	東日本大震災 (平成 23 年 3 月)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽 (市町村整備推進事業)</li> <li>産業廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> <li>PCB 廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽 (市町村整備推進事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>広域廃棄物埋立処分場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設</li> <li>浄化槽 (市町村整備推進事業)</li> </ul>
国庫補助率	1/2	8/10	8/10	8/10	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100 以下の部分は 80/100、20/100 を超える部分は 90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 47.5% (財政力補正により 85.5%まで) について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
補助等の割合	73.75%~92.75%	99%	99%	99%	100%

出典：環境省資料

## 5.2 関係機関連絡先一覧

### (1) 警察・消防

名称	所在地	電話番号
大阪府茨木警察署	茨木市中穂積一丁目6番38号	072-622-1234
茨木市消防本部	茨木市東中条町2番13号	072-622-6955

### (2) 国・大阪府

名称	所在地	電話番号
<b>【国機関】</b>		
環境省 近畿地方環境事務所 資源循環課	大阪市中央区大手前一丁目7番31号 OMM 8階	06-4792-0702
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道工事事務所	大阪市城東区今福西二丁目12番35号	06-6932-1421
農林水産省 近畿農政局大阪府拠点	大阪市中央区大手前一丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館6階	06-6943-9691
<b>【大阪府】</b>		
茨木土木事務所	茨木市中穂積一丁目3番43号 三島府民センタービル内	072-627-1121
北部農と緑の総合事務所	茨木市中穂積一丁目3番43号 三島府民センタービル内	072-627-1121
茨木保健所	茨木市大住町8番11号	072-624-4668
環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 施設整備グループ	大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 21階	06-6210-9562

### (3) ごみ収集業者 (委託業者)

名称	所在地	電話番号	備考
木本興産(株)	茨木市下穂積二丁目4番11号	072-623-1674	普通ごみ・粗大ごみを委託
アサヒ興産(株)	茨木市目垣三丁目6番1号	072-626-6669	普通ごみ・粗大ごみを委託
(株)東洋工業所	茨木市総持寺一丁目21番15号	072-624-0366	普通ごみを委託

### (4) ごみ収集業者 (収集運搬業許可業者)

名称	所在地	電話番号	許可種別
都市クリエイト(株)	高槻市上田辺町19番8号	072-681-0089	一般廃棄物 産業廃棄物
鷺尾商店(株)	茨木市片桐町2番14号	072-622-2173	一般廃棄物
(株)石原産業	大阪市淀川区東三国一丁目28番1号	06-6392-3271	一般廃棄物 産業廃棄物
北大阪清掃(株)	大阪市都島区内代町二丁目7番38号	06-6952-0355	一般廃棄物 産業廃棄物
茨木環境保全(株)	茨木市下穂積二丁目4番11号	072-625-8121	一般廃棄物 産業廃棄物



## (5) 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定連絡担当部局

名称	所在地	電話番号
豊中市 環境部 減量計画課	豊中市走井二丁目5番5号	06-6858-2279
池田市 市民活力部 業務センター	池田市桃園二丁目3番1号	072-752-5580
吹田市 環境部 環境政策室	吹田市泉町一丁目3番40号	06-6384-1702
高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課	高槻市前島三丁目8番1号	072-669-1886
箕面市 市民部 環境クリーンセンター	箕面市大字粟生間谷 2898 番 1	072-729-4280
摂津市 生活環境部 環境業務課	摂津市鶴野一丁目3番1号	072-634-0210
島本町 都市創造部 環境課	島本町桜井二丁目1番1号	075-962-2863
能勢町 環境創造部 地域振興課 美化衛生係	能勢町宿野 28 番地	072-734-3171
豊能町 建設環境部 環境課	豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-736-1190
豊中市伊丹市クリーンランド 総務課	豊中市原田西町2番1号	06-6841-5395
猪名川上流広域ごみ処理施設組合 総務課	川西市国崎字小路 13 番地	072-744-7280



---

茨木市災害廃棄物処理計画  
令和2年(2020年)11月発行

茨木市産業環境部資源循環課

茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-620-1814

URL <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/>

---